

褒章の制式及び形状を定める内閣府令

褒章の制式及び形状を定める内閣府令

褒章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

平成十五年五月一日
内閣府令第五十五号

褒章条例（明治十四年太政官布告第六十三号）第九条の規定に基づき、褒章の制式及び形状を定める内閣府令を次のように定める。

表

略綬	綬	飾版	鈕	章		
幅	色	裏面	表面	寸法	地金	
褒章の種類により紅緑黄紫藍紺の六色とする。大きさは、直径七ミリメートル。	褒章の種類により紅緑黄紫藍紺の六色とする。	銀とし、褒章条例第三条第一項の飾版は、表面に授与年月日を記す。裏面は桜をもつて飾る。	中心は金色とし、「褒章」の文字を記す。桜花紋をもつて飾る。	紺綬褒章の場合を除き、「賜」の文字及び氏名を記す。褒章条例（明治十四年太政官布告第六十三号）第三条第二項の飾版を授与するときは、引き替えた各飾版の授与年月日を記す。	直径三十ミリメートル	銀

図
[略]

附 則

この府令は、平成十五年十一月三日から施行し、同日以降の日付をもつて授与される褒章から適用する。